

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年8月14日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局税政部固定資産税課土地係 電話(011)211-2228

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市固定資産（土地）評価に係る造成費に関する調査業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年1月15日まで
- (3) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではない者。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 過去10年間（平成28年度から令和7年度）、政令指定都市における同種業務の実績を有する者であって、本業務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先上記1に同じ。なお、仕様に関する問い合わせは本告示の日から令和8年8月28日（金）午後5時00分までの間に、様式2を持参、送付又はファクシミリによる送信を行うこと。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 添付書類（本業務の提供が可能であることを証明する書類）

過去10年間（平成28年度から令和7年度）、政令指定都市と契約した同種業務の契約書及び仕様書の写し

(2) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

令和8年9月4日（金）午後5時00分までに上記1の場所へ提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の交付 上記5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を交付する。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(2) 入札書の受領期限

令和8年9月10日（木）午後5時00分（必着）

(3) 入札保証金 免除

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記5(1)に定める提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 開札の日時及び場所

令和8年9月11日（金）午前9時30分

札幌市役所本庁舎 2階 税政部会議室

(8) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(11) 詳細は入札説明書による。